



秋の火災予防運動が はじまります

「消したかな」あなたを守る合言葉

平成22年度全国統一防火標語

11月9日～15日

これから日に日に寒さが厳しくなり、暖房機器が恋しくなる季節となりました。また、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。悲惨な火災の発生を防止するため、11月9日(火)から11月15日(月)の間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

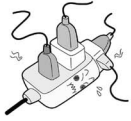
平成21年、市川市では123件、全国では51,139件の火災が発生し、前年と比較すると市川市は3件、全国では1,255件と共に減少しました。出火原因については、毎年放火・放火の疑い、「コンロ」たばこが上位を占めています。また近年住宅火災のおおくなりになる方が急増し、特に65歳以上の高齢者の被害が半数以上となっています。これは高齢化社会の進展を反映しているものと思われます。

火災は一人ひとりの心がけで防ぐことができます。火災から尊い命、大切な財産を守るため、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防止しましょう。

また、住宅用火災警報器をまだ設置していない住宅は早期に設置して下さい。

暖房器具の点検を!

これからの季節、ストーブなど暖房機器を使用する機会が多くなってきます。そこでストーブの使用にあたり、取扱説明書等を含み一度確認し安全に使用しましょう。また、古くなった電化製品を使用したり、タコ足配線等により、電気配線に負荷をかけすぎたりすることで部品の一部が劣化し、それが原因で火災に至るケースが多くなっています。各電化製品を使用する際には、必ず点検をしましょう。



ストーブの使用にあたって 次のことに注意しましょう。

- カーテンなどがストーブに接触しないよう離して使用する。
- ストーブの上で洗濯物を干さない。
- ストーブを点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認する。
- 就寝時や外出時には、火が完全に消えていることを確認する。

住宅防火いのちを守る7つのポイント

- ### 3つの習慣
- 寝たばこは、絶対しない。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ### 4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置しておく。
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



市内の小中学生が描く防火ポスター 火災予防絵画展開催

11月2日(火)から9日(火)まで、市川市鬼高の市川市生涯学習センター(ステイアパルク)で「火災予防絵画展」を開催します。

この絵画展は子供のころから火災予防に対する意識を持つてもらうため、市内小学校の児童を対象に作品を募集したもので、今年は、646点の応募がありました。会場では、入賞作品82点を展示します。



賞者12名の表彰式を行います。また、上位入賞の12作品については、秋・春の火災予防運動防火ポスターとして採用され、市内でご覧になることができますので、ポスターを見かけた時はご家庭の防火対策の再確認をお願いいたします。

火災予防絵画展



平成22年度最優秀賞作品(2作品)

防災講話を開催!

8月25日(水)に市内に居住する外国人小中学生を対象とした防災講話を実施しました。この講話は、市川市国際交流協会が毎年行っている「サバイバル日本語教室」のテーマの一つで、講話以外にも119番通報訓練体験や腹話術を通して、防火・防災について学び、防災意識を高めていきました。



【場所】

市川市鬼高1丁目1番4号
市川市生涯学習センター
(ステイアパルク)
エントランスホール

【問い合わせ先】

消防局 予防課
☎ 333-2116

11月9日は「119番の日」

適切な119番通報に
ご協力を!

119番通報は
落ちては
正確に!

通報はあわてずには落ちついて!

11月9日は119番の日です。消防庁では、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立と役立てることを目的として、昭和62年から11月9日は「119番の日」としています。

みなさんは今までに119番通報をしたことがありますか? 普段「私はあわてないで通報できるから大丈夫!」と思っけていても、実際に目の前で火事起きたり、家族がけがや病気になつてしまふと気が動転してしまい、正しい通報できないものです。みなさんもご存知のことと思いますが、消火活動や救急・救助活動は1分1秒を争う時間との勝負です。消防局では通報を受ける



と、直ちに最寄りの消防署へから消防車や救急車を出動させますが、通報者が住所等を正しく伝えることができないと消防車や救急車を出動させるのが遅れてしまいます。

このわずかな遅れによって、助かるはずの命が助からなかったり、被害を拡大させてしまうこともあるのです。

また、近年では携帯電話からの通報が増加しています。携帯電話からの通報は、通報者が今いる場所がわからない場合や携帯の電波が弱く内容が聞き取れなかったり、通話が途切れてしまうことがあります。災害発生場所を特定するのにかかる時間がかかってしまいます。もしも今住んでいる住所がわからない時は、電柱に書いてある住所や近くの住宅の表札に書いてある住所を教えてください。また、ビルの名前や店舗の名前など目標となる大きな建物の名称を言うだけでもいいです。場所の特定については、災害はいつどこで起こるか分かりません。みなさんが通報する場面に遭遇したときのために、119番通報5つのポイントをもとめさせていただきます。



119番通報 5つのポイント

～迅速・的確な消防活動のために～

- 1. 火災・救急の別**
「火事です」または「救急です」とはっきり言いましょ。
- 2. 場所**
住所は正確に詳しく、目標となる建物や公園、交差点名なども伝えましょ。
最近では、清涼飲料やたばこの自動販売機の住所表示ステッカーでも確認することができます。
- 3. 火災・事故等の状況**
「〇階建てのビルの△階が火事です」など、何が(だれが)どうしたかを正確にわかりやすく言いましょ。
- 4. 通報者の氏名、連絡先**
「私の名前は、〇〇〇〇です。電話番号は、△△△-△△△△です。」と必ず伝えてください。(特に携帯電話からの通報の場合は、その旨を伝える)
- 5. 携帯電話による通報の場合**
通報後しばらくの間は、現場近くの安全な場所にいましょ。(聞き取りづらい等で再確認する場合があるため) また、車など運転をしながらの通報は、危険ですので絶対にやめましょ。

※救急隊が現場に到着するまでの間、状況を詳しくお尋ねすることがありますので、情報提供にご協力をお願いいたします。

「あしんホットダイヤル 01202411596へ連絡ください。」

急な病気がけがについての相談や病院・診療所の案内は、

「あしんホットダイヤル 01202411596へ連絡ください。」

住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

(前回のアンケート結果、11月のアンケートにご協力をお願いします。)

平成16年6月に公布された消防法の一部改正により、本市においても「市川市火災予防条例」が改正され、平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

消防局では、国の方針である「来年5月31日までに設置率100%」を目指し、さらなる設置の促進を図る機会として、電話による口頭調査として普及率アンケートを毎年2回、5月下旬と11月下旬に実施しております。

5月に行なったアンケート結果を国に報告し、総務省消防庁がまとめた調査結果では、今年6月時点の本市の普及率は55.3%で、全国の普及率は58.4%となっております。まだ、設置をされていないご家庭は、早期の設置をお願いします。なお、65歳以上の市民税非課税世帯には警報器等給付事業を行っています。

また、11月下旬に行います普及率アンケート調査にもご協力をお願いします。



- 【問い合わせ】
- 住宅用火災警報器について
消防局予防課
TEL 333-2116
 - 警報器等給付事業について
地域福祉支援課
TEL 334-1152
 - ※住宅用火災警報器は、寝室・寝室のある階の階段・台所に設置が必要です。

地域の安全と安心を守る 消防団員募集中

- ◆応募資格
市内居住又は市内で勤務をしている18歳以上の健康な方
 - ◆問い合わせ
警防課 市民防災担当室
TEL 333-2179
(平日9時～17時)
-

救急車の適正利用のお願い!

あなたがかけた119番緊急ですか? 本当に!

本当に救急車を必要としている方を救うため、大切な命を救うために、適正利用にご理解とご協力をお願いします。